

ワイエムカードJCB

会員規約・規定集

〈提携会社〉

株式会社 **北九州銀行**

〈カード発行会社〉

株式会社 **山口銀行**

(令和7年2月28日現在)

**会員規約をよくお読みいただいた
うえでカードをご利用ください**

ワイエムカードJCB特約	P1
ワイエムカードJCB会員規約	P4
スマリボ特約	P47
ショッピングスキップ払い特約	P59
LINDA会員特約	P61
EXTAGEカード特約.....	P62
MyJCB利用者規定	P65
MyJチェック利用者規定	P75
J/Secure(TM)利用者規定	P79
ご利用代金明細に関する特約.....	P87
ワイエムカードJCB一体型特約	P89
ワイエムカードJCB保証委託約款	P95

ワイエムカードJCB をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。
本規約、規定集にはワイエムカードに関する
重要な内容が記載されております。
必ずお読みいただいたうえで、大切に保管して下さい。

ワイエムカード JCB 特約

第1条 (名称)

本カードは株式会社北九州銀行と株式会社山口銀行および株式会社ジェーシービー（以下併せて「JCB」という）が提携して発行するもので「ワイエムカード JCB」（以下「カード」という）と称します。

第2条 (会員)

本特約および別途 JCB の定めるワイエムカード JCB 会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ入会を申し込み、北九州銀行および JCB が認めた方を会員（以下「会員」という）とし、JCB カードを貸与します。

第3条 (提供サービスと利用)

1. 北九州銀行（本条においては北九州銀行が提供するサービス提供会社を含む）が提供するサービスおよびその内容については、北九州銀行が書面またはその他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が JCB の定める会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または北九州銀行が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
3. 北九州銀行が必要と認めた場合には、北九州銀行はサービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、北九州銀行が提供するサービスを受ける場合、北九州銀行所定の方法により利用するものとします。

第4条 (会員情報の取扱いおよび開示・訂正・削除)

（北九州銀行と山口銀行との個人情報の相互提供についての同意事項）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、北九州銀行と山口銀行および JCB が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取扱うことに同意するものとします。

(1) 北九州銀行のサービス等を提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という）を収集、利用すること。

（北九州銀行から山口銀行、および JCB に提供する個人情報）

（利用目的）

- ① 北九州銀行および山口銀行、JCB が提携して行うワイエムカード JCB の円滑な発行および、サービスの提供のため

（山口銀行および JCB が会員に対して会員の北九州銀行の取引に応じた JCB 商品の優遇サービス等、JCB のサービスを提供するものを含む）

- ②「個人情報の取扱に関する同意書」記載の本規約（本申込を含む）を含む山口銀行との取引の与信判断、および与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため
- ③山口銀行のクレジットカード関連事業（キャッシング等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのため
- ④山口銀行のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発のため
- ⑤山口銀行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動のため
- ⑥北九州銀行の銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のため

(情報の範囲)

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、会員規約等もしくは、会員と北九州銀行との契約等にもとづき、北九州銀行の届出のあった情報または会員等が北九州銀行に提出する書類等に記載されている情報
- ②北九州銀行における会員等の会員資格およびこれに関する情報
- ③ワイエムカード JCB の申込の有無（氏名・住所・電話番号等を含む）
- ④北九州銀行における預金残高情報、借入金の残高情報・返済状況等、申込人の北九州銀行における取引情報（過去のものを含む）
- ⑤ワイエムカード JCB に関する紛失・盗難・偽造等の情報

上記（利用目的）③④⑤⑥の目的で当該情報を利用している場合であっても、山口銀行に対しその中止を申し出ることができます（中止の申し出は北九州銀行本支店の窓口に申し出るものとします）。

(山口銀行、JCB から北九州銀行に提供する個人情報)

(利用目的)

- ①北九州銀行および山口銀行、JCB が提携して行うワイエムカード JCB の円滑な発行および、サービスの提供のため
- ②預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ③融資申込みや継続的な利用に際しての判断のため
- ④市場調査、ならびにデータ分析やアンケート等の実施による銀行商品・サービスの研究・開発を行うため
- ⑤ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種の提案のため
- ⑥関連会社や提携会社等の商品やサービスの各

種提案のため

- ⑦ワイエムカード JCB の取引の解約や取引解約後の事後管理のため
- ⑧その他、会員等との取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑨北九州銀行のサービス提供のため

(情報の範囲)

- ①ワイエムカード JCB 会員規約にもとづき、山口銀行または JCB に届出のあった情報、もしくは会員等が山口銀行または JCB に提出する書類等に記載されている情報
- ②本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
- ③ワイエムカード JCB に関する紛失・盗難・偽造等の情報
- ④カード会員番号が無効となった事実（ただし、その理由は除く）
- ⑤カード会員資格の喪失（ただし、その理由は除く）
- ⑥本カード申込に対する審査の結果（ただし、その理由は除く）
- ⑦会員等の本カードの利用に関する、利用日、利用金額、利用店舗、商品名等の利用状況、契約内容に関する情報

(2) 北九州銀行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報等を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、北九州銀行に対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます（開示の請求は北九州銀行本支店の窓口に出すものとします）。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合、北九州銀行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第 5 条（届出事項の共有）

会員が、北九州銀行または JCB に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、北九州銀行または JCB の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について北九州銀行および JCB の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第 6 条（会員資格の喪失）

会員が JCB の会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

以 上

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

ワイエムカード JCB 会員規約

第1章 総則

第1条 (会員)

1. 株式会社山口銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するカード取引システム（以下「JCB カード取引システム」という。）に当行および JCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といいます。
2. JCB カード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といいます。
3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング利用（第21条に定めるものをいう。以下同じ。）、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」という。）ならびに第4条の2第4項に定めるWEBサービス等、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
4. 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
5. 本会員と家族会員を併せて会員といいます。
6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。

7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード（第2条第1項に定めるものをいう。）の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。
8. 本会員は、入会申し込みにあたり、第2条第2項に定めるカードの種類を指定するものとします。

第2条（カードの貸与およびカードの管理）

1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードにはICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。
2. カードには、クレジットカード利用の機能（以下「クレジットカード機能」という。）に別途当行が定める「キャッシュカード規定」に基づくキャッシュカード機能（以下「キャッシュカード機能」という。）が付されたカード（以下「一体型カード」という。）と、クレジットカードのみのカード（以下「単体型カード」という。）の2種類があり、カードの種類により一部サービスが異なります。なお、家族カードはすべて単体型カードとなります。
3. カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。
 - (1) 会員の氏名
 - (2) カード番号およびカードの有効期限等（以下併せて「カード番号等」という。）
 - (3) セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）

非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。

4. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第3条（カードの再発行）

1. 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカー

ド情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。

2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。
3. 一体型カードにおいて、キャッシュカード規定の定めに基づきカードが再発行される場合には、「キャッシュカード規定」の定めが適用となります。

第4条（カードの機能）

1. 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定める機能を利用することができます。
2. ショッピング利用は、会員が加盟店（第21条に定めるものをいう。以下同じ。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当行に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当行は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。
3. 金融サービスは、会員がJCB所定のATM等を利用する方法等により、当行から金銭を借り入れることができる機能であり、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（第29条から第30条に定めるものをいう。以下同じ。）の3つのサービスからなります。

第4条の2（WEBサービス等）

1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure (TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。
2. MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が適用されるものとします。
3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、会員

はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。

4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外の WEB サービス（「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービス等のうち一部の機能を利用することができません。
5. 会員は、E メールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員は E メールアドレスのみに限る。）を届け出るものとし、両社、JCB または当行から送信される E メールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。
6. 会員は、両社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

第 5 条（付帯サービス等）

1. 会員は、第 3 章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCB または当行もしくは JCB が提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第 2 条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できない ETC カード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCB またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。

4. 当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第 6 条 (カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします (なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。)
2. 両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。会員は有効期限経過後のカードをただちに切断・破棄するものとします。
3. カードの有効期限内における当該カードの利用に基づく支払債務については、当該カードの有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第 7 条 (暗証番号)

1. 会員は、カードの暗証番号 (4 桁の数字) を両社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当行が暗証番号として不適当と判断した場合には、改めてお申し出いただく必要があります。
2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、当行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、この場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

第 8 条 (年会費)

1. 本会員は、有効期限月の 3 ヶ月後の月の第 32 条に定める約定支払日 (ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日) に当行に対し、当行が通知または公表する年会費 (家族会員の有無・人数によって異なります。) を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行または JCB の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
2. カードの種類によって年会費の支払日が異なる場合が

あります。この場合、当行が通知または公表します。

3. 約定支払日に年会費をお支払いいただけない場合は、会員によるクレジットカードの利用を一時停止させていただきますことがあります。

第9条（届出事項の変更）

1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第32条に定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. 第1項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第10条（保証）

1. 会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、株式会社やまぎんカード（以下「保証会社」という。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。
2. 会員と保証会社との間の取り決めは、別途「ワイエムカード JCB 保証委託約款」に定めるものとします。

第11条（業務委託）

1. 会員は、当行が代金決済事務その他の事務等を JCB および株式会社やまぎんカードに業務委託することを予め承認するものとします。
2. 当行は「債権回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社に対してカード債権の管理・回収業務を委託できるものとします。

第11条の2（取引時確認等）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき

必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

2. 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

第 11 条の 3 (反社会的勢力の排除)

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当行は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード利用を一時停止した場合には、会員等は、当行が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当行は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第 38 条第 1 項 (10) および同条第 2 項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第 42 条第 4 項 (6)(7) の規定に基づき会員資格を喪失させます。
3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
4. 第 1 項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、ま

たは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第 11 条の 4 (マネー・ローンダリング等の禁止)

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第2章 個人情報の取り扱い

第12条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む
当行もしくは JCB または両社との取引に関する与
信判断および与信後の管理のために、以下の①
②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用する
こと。

①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショ
ートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、
勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアド
レス等、会員等が入会申込時および第9条等に
基づき入会後に届け出た事項。

②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能
枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。

③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い
合わせ内容および与信判断や債権回収その他
の与信後の管理の過程において両社が知り得
た事項。

④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収
入・負債・家族構成等、当行または JCB が収
集したクレジット利用・支払履歴。

⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定
める本人確認書類等の記載事項または会員等
が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。

⑥当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集
した住民票等公的機関が発行する書類の記載
事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに
際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情
報が公的機関に開示される場合があります。）。

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されて
いる情報。

⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信
手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店にお
ける購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレ
ス、電話番号、商品等送付先住所および請求先
住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」
という。）。

⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信
手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンラ
イン取引の際に使用したパソコン、スマートフォ
ンおよびタブレット端末等の機器に関する情報
（OS の種類・言語、IP アドレス、位置情報、端
末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。

(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を
利用すること。ただし、会員が本号③に定める市

場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②当行もしくは JCB または両社のクレジットカード事業その他の当行もしくは JCB または両社の事業（当行または JCB の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、JCB または加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。

⑤刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(3) 本契約に基づく当行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項 (1) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報当該業務委託先に預託すること。

(4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項 (1) ⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項 (1) ⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB のホー

ムページ内の J/Secure (TM) サービスに関する案内にて確認できます。

2. 会員等は、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報(第13条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します。(JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。
3. 会員等は、当行または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。

第13条(個人信用情報機関の利用および登録)

1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行または JCB が利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」という。))に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。
 - (1) 両社が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含む。以下本条において同じ。)が登録されている場合はこれを利用すること。
 - (2) 本規約末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報(その履歴を含む。)が各加盟個人信用情報機関に同表に定

める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにこれを利用されること。

- (3) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、当行または JCB が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第 14 条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当行、JCB、JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

- (1) 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
(2) JCB、JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ
(3) 加盟個人信用情報機関に対する開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 15 条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第 12 条第 1 項 (2) ③ に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCB または加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものと

します。)

第 16 条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第 12 条に定める目的 (ただし、第 12 条第 1 項 (2) ③ に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCB または加盟店等の営業案内等を除く。) および第 13 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第 42 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 12 条に定める目的 (ただし、第 12 条第 1 項 (2) ③ に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCB または加盟店等の営業案内等を除く。) および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第3章 ショッピング利用、金融サービス

第17条 (標準期間)

本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といいます。

第18条 (利用可能枠)

1. 当行は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します(商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。)
 - ①ショッピング1回払い利用可能枠
 - ②ショッピングリボ払い利用可能枠
 - ③ショッピング分割払い／ショッピングスキップ払い利用可能枠
 - ④ショッピング2回払い利用可能枠
 - ⑤ボーナス1回払い利用可能枠
 - ⑥キャッシング1回払い利用可能枠
 - ⑦海外キャッシング1回払い利用可能枠
 - ⑧キャッシングリボ払い利用可能枠
2. 前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、3つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠(以下「内枠」という。)が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群に係る内枠となります。
 - (1) 前項①の機能別利用可能枠・・・「ショッピング枠」として分類
 - (2) 前項②③④⑤の機能別利用可能枠・・・「ショッピング残高枠」として分類
 - (3) 前項⑥⑦⑧の機能別利用可能枠・・・「キャッシング総枠」として分類
3. 第1項①から⑧の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠(以下「総枠」という。)となります。機能別利用可能枠、内枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。
4. 当行は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとします。
5. 当行は、本会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。
6. 本会員が当行から複数枚のJCBカード(当行が発行する両社所定のクレジットカード等をいい、当該カー

ドに係るカード情報を含む。以下同じ。) の貸与を受けた場合、それら複数枚の JCB カード (ただし、一部の JCB カードは除く。) 全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額 (当該金額を「総合与信枠」という。) となり、それら複数枚の JCB カードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各 JCB カードにおける利用可能枠は、当該 JCB カードについて個別に定められた金額となります。

7. 当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域 (以下「特定国等」という。) において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国 PEPs (外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。) に対して、カード利用を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定国等へ居住する場合または外国 PEPs であると認める場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。

第 19 条 (利用可能な金額)

1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第 3 項の定めは、ショッピング利用および金融サービス利用のすべてに適用されます。
 - (1) 会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高 (なお、前条第 1 項③の利用可能枠に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計額となります。) を差し引いた金額
 - (2) 会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠に係る利用残高を差し引いた金額
 - (3) 総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額
2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき金額 (約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング 1 回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料および遅延損害金は除く。) で、当行が未だ本会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。
3. 第 1 項、第 2 項にかかわらず、本会員が当行から複数枚の JCB カードの貸与を受け前条第 6 項の適用を受ける場合、第 1 項の利用残高は、本会員が保有す

るすべての JCB カードおよび当該 JCB カードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。

4. 本会員は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。
5. 会員が、前条第 1 項②③④または⑤の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング 1 回払いを指定したものと同等に取り扱われます。

第 20 条 (手数料率、利率の計算方法等)

1. 手数料率、利率 (遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。) 等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1 年を 365 日 (うるう年は 366 日) とする日割方式とします。
2. 当行は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る手数料率および利率を変更することがあります。

第 21 条 (ショッピングの利用)

1. 会員は、JCB、JCB の提携会社および JCB の関係会社の認める国内および国外の JCB カードの取扱加盟店 (以下「加盟店」という。) において、本条第 2 項から第 5 項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます (以下「ショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
2. 会員は加盟店の店頭 (自動精算機の場合を含む。) において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCB が認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、ま

たは当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。

4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。
5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 42 条第 1 項なお書きおよび第 42 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。
6. 会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
 - (1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2) 当行、JCB または JCB の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行または JCB において会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。

- (3) カードの第三者による不正利用の可能性があるとして、当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。
- (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。
- 8. 家族会員が家族カードを使用して商品・権利を購入しまたは役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。
- 9. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第 18 条第 2 項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
 - (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
 - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
 - (3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式
- 10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 19 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。

第 22 条（立替払いの委託）

- 1. 会員は、第 21 条第 1 項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当行に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当行が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由

する場合があります。

- (1) 当行が加盟店に対して立替払いすること。
 - (2) JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が JCB に対して立替払いすること。
 - (3) JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。
 - (4) JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当行が JCB に対して立替払いすること。
2. 商品の所有権は、当行が加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払いをしたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを、会員は承認するものとします。

第 23 条 (ショッピング利用代金の支払区分)

1. ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング 1 回払い、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払い、支払回数が 3 回以上でかつ当行所定の支払回数のショッピング分割払い（以下「ショッピング分割払い」という。）のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、当行が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング 1 回払いを指定したものと取り扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に所定の手数料が加算されます。
2. 第 1 項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。
 - (1) 本会員が申し出、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾の手数料率となります。
 - (2) 当行が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当行が指定した月の約定支払日から別の支払区

分を指定したショッピング利用代金をショッピング
リボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピン
グスキップ払いに変更する方式。本方式を利用す
る場合は、カード利用日にショッピングリボ払い、
ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ
払いの指定があったものとします。なお、1回の
ショッピング利用の代金の一部についてのみ支払
区分を変更することはできません。

第 24 条 (ショッピング利用代金の支払い)

1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用
を行った場合、第 22 条における当行、JCB、JCB の
提携会社、JCB の関係会社または加盟店の各間の立
替払いの有無にかかわらず、第 2 項、第 3 項の場合
を除き、以下のとおり支払うものとします。

(1) ショッピング 1 回払いを指定した場合、当該ショッ
ピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月
の翌月の約定支払日

(2) ショッピング 2 回払いを指定した場合、当該ショッ
ピング利用代金額の半額 (1 円単位とし、端数が
生じた場合は初回の約定支払日に算入します。)を、
標準期間満了日の属する月の翌月および翌々
月の約定支払日

2. 本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス
1 回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり
支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス 1
回払いの取扱期間が異なることがあります。

(1) 前年 12 月 16 日から当年 6 月 15 日までの当該ショッ
ピング利用代金額の合計を、当年 8 月の約定支払日

(2) 当年 7 月 16 日から当年 11 月 15 日までの当該ショッ
ピング利用代金額の合計を、翌年 1 月の約定支払日

3. 本会員は、会員がショッピング利用においてショッピン
グリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピング
スキップ払いを指定した場合、第 25 条、第 26 条また
は第 26 条の 2 に定めるとおり支払うものとします。

第 25 条 (ショッピングリボ払い)

1. 本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場
合、以下のとおり弁済金を支払うものとします。

(1) 標準期間におけるショッピング利用代金額に対し
て標準期間満了日の属する月の 16 日から翌月の
約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じ
たショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支
払日。ただし、(ア) 当該ショッピング利用により第
18 条第 1 項②の機能別利用可能枠に係る残高が
当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、
および (イ) 標準期間におけるショッピングリボ払い
のショッピング利用代金額とショッピングリボ払い
利用残高の合計金額が (2) に定めるリボ払元金以
下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手
数料の計算から除かれるものとします。

- (2)(1) の手数料のほか、以下の金額を毎月の約定支払日。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、債務の充当は当行所定の方法により行います。

(リボ払元金)

前月 15 日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金（以下「リボ払元金」という。）以上の場合には当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該ショッピングリボ払い利用残高。

(ショッピングリボ払い手数料)

前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高(同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月 16 日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差し引いた金額) に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額。

2. 当行が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。
3. 本会員は、ショッピングリボ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

第 26 条 (ショッピング分割払い)

1. 本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に会員の指定した支払回数（ただし、ショッピング利用代金額が少額の場合、当行にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じ。）に応じた当行所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額（以下「分割支払金合計額」という。）を支払うものとします。
2. 分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金（ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。）とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとします。
3. 各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法については以下のとおりとします。

(1) 初回の分割支払金の内訳

手数料＝標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金額に対する標準期間満了日の属する月の 16 日から翌月 10 日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

(2) 第 2 回の分割支払金の内訳

手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額－(1)の分割支払元金の額）に当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

(3) 第3回の分割支払金の内訳

手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額－(1)および(2)の分割支払元金の額）に当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額を当行所定の方法によりボーナス月（1月および8月）の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第22条に定める立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。
5. 本会員は、ショッピング分割払い残元金および手数料については、第2項、第4項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。

第26条の2（ショッピングスキップ払い）

1. 本会員は、会員が第23条第2項(2)の規定に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌々月から標準期間満了日の属する月の7ヵ月後の月までのうちから会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という。）の約定支払日に一括（1回）で支払うものとします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。

（ショッピングスキップ払い手数料）

標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額

2. 本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。

第27条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加

盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。なお、支払区分が1回払いの場合は次条第2項が、支払区分がその他の場合は、次条第3項から第7項が適用されます。

第28条(会員と加盟店との間の紛議等)

1. 当行は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。
2. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。
3. 第2項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下併せて「商品等」という。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当行への支払いを停止することができるものとします。
 - (1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。
 - (2) 商品等に破損、汚損、故障があるなど会員と加盟店との間の契約の内容に適合しないこと。
 - (3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
4. 当行は、本会員が第3項の支払いの停止を行う旨を当行に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとります。
5. 本会員は、第4項の申し出をするときは、予め第3項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
6. 会員は、本会員が第4項の申し出をしたときは、速やかに第3項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が第3項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
7. 第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1) ショッピングリボ払いの場合において、1回のカード利用におけるショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたは

ボーナス1回払いの場合において、1回のカード利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。

- (2) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
- (3) 会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。

第29条(キャッシング1回払い)

1. 会員は、当行所定の現金自動支払機(以下「CD」という。)、現金自動預入払出兼用機(以下「ATM」という。)等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます(以下「キャッシング1回払い」という。)
2. 本会員は、前項のほかJCB ホームページにおいて申し込む方法により、キャッシング1回払いを利用することができます。
3. キャッシング1回払いおよび第30条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日(以下「融資日」という。)は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第32条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。
4. 会員は、第19条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを利用することができます。
5. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。
6. 前項にかかわらず、本会員が当行所定の方法で申し込み、当行が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額(以下本項において「対象元本」という。)について、第19条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い(第30条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額となり、第32条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第30条第4項に従い計算されます。

7. キャッシング 1 回払いの利用のために、カードを使用して CD・ATM が操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

(1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(2) カードの第三者による不正利用の可能性があるとして当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。

第 29 条の 2 (海外キャッシング 1 回払い)

1. 会員は、前条に定めるキャッシング 1 回払いを日本国外においても利用することができます (以下「海外キャッシング 1 回払い」という。)

2. 会員が海外キャッシング 1 回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング 1 回払い利用可能枠となります。

3. 会員は、前条第 1 項に定める方法のほか、当行所定の方法により、国外の金融機関やその他の店舗等の窓口等において海外キャッシング 1 回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング 1 回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATM により異なるため別途公表します。

4. 本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング 1 回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング 1 回払い手数料(各借入金に対してキャッシング 1 回払い融資日(現地時間)の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日(日本時間)までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング 1 回払いを利用した国外の金融機関・ATM 保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から 1 ヶ月または 2 ヶ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング 1 回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。

5. 会員が海外キャッシング 1 回払いを利用する場合、前条第 3 項、第 4 項および第 7 項の定めが適用されますが、前条第 2 項、第 5 項および第 6 項は適用されません。

6. 海外キャッシング 1 回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。)であっても、海外キャッシング 1 回払いの借入金元金は、JCB と JCB の提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した

日とは原則として異なります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第32条第6項が適用されるものとします。

7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATMまたは第3項に定める金融機関等の窓口等において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて(この通貨のことを、以下「提示通貨」という。)、会員が提示通貨建の金額で海外キャッシング1回払いを利用する旨の操作を行い、または当該意思を示した場合には、CD、ATM保有会社または金融機関等(以下総称して「ATM保有会社等」という。)と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件(この場合に適用される換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第32条第7項は適用されません。)に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。

- ① 提示通貨が日本円の場合、会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。

- ② 提示通貨が日本円以外の場合、会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建の現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第32条第7項が適用されます。

第30条(キャッシングリボ払い)

1. 会員は、第19条に定める金額の範囲内で、繰り返し当行から融資を受けることができます(以下「キャッシングリボ払い」という。)。ただし、家族会員については、当行が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できます。

2. 会員は、次の(1)から(4)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2)、(3)、(4)の方法を選択できません。

- (1) CD・ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法

- (2) 電話により申し込む方法

- (3) JCB ホームページにおいて申し込む方法

- (4) その他、当行が指定する方法

また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第32条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日またはCD・ATMで融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。

3. キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。当月15日のキャッシングリボ払い利用残高(キャッシングリボ払いの未返済元金

の合計金額をいい、第 29 条第 6 項に基づきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含む。以下同じ。) が、当行が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当行が増額できるものとします。

4. 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。
 - (1) 標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング 1 回払いに関して、第 29 条第 6 項に定めるキャッシング 1 回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
 - (2) 当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高（ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払元金および (1) のキャッシングリボ払い利用金額を差し引いた金額）に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
5. 当行が認めた場合、本会員は、当行所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払いまたはボーナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第 3 項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。
6. 本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第 3 項、第 4 項、第 5 項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。
7. 第 29 条第 7 項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。

第 31 条 (CD・ATM での利用)

会員は、JCB と提携する金融機関等の CD・ATM で以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、当行所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをいう。）を支払うものとします。なお、CD・ATM の機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATM の設置店舗の営

業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

- (1) キャッシング 1 回払いの利用
- (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い
- (3) ショッピングリボ払いの随時支払い

第4章 お支払い方法その他

第 32 条 (約定支払日と口座振替)

1. 毎月 10 日 (当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日) を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額 (以下「約定支払額」という。) を、予め本会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等 (原則として本会員名義の口座等を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。) から口座振替または自動引落としの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法 (この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当行に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。) によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落としができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または当行所定の方法による自動引落としがなされることがあります。
2. 前項に基づき当行がお支払い口座から口座振替をする場合、当行は当行普通預金規定にかかわらず、普通預金通帳、払戻請求書なしで口座振替ができるものとします。
3. 当行が本会員に明細 (第 33 条に定めるものをいう。) の通知手続きを行った後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング 1 回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当行は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が本会

員に返金すべき金額を差し引くことができます。

4. 会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCB の関係会社が加盟店等に第 22 条に係る代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）の JCB が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当行に対し支払うものとします。
5. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCB の関係会社が加盟店等に第 22 条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当行が本会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づき JCB の関係会社が加盟店等に第 22 条に係る代金等の支払処理を行った時点の JCB が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当行に係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCB の関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点（会員が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。）の JCB が定める換算レートおよび換算方法による場合があります。
6. 会員が国外で付加価値税 (VAT) 返金制度を利用した場合において、当行が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCB の関係会社が付加価値税 (VAT) 返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（会員が付加価値税 (VAT) 返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）の JCB が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第 8 項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当行が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。
7. 第 4 項から第 6 項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した為替相場を基準に JCB が定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店等におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCB が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
8. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受

けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第4項、第5項および第7項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。(ただし、第6項に基づく返金時のみ、第7項は適用されます。)

9. 本会員が本規約に基づきATMを利用する方法または当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりカードの利用代金を支払う場合、本会員が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当行による受領が翌営業日となる場合があります。

第33条(明細)

1. 当行は、「MyJ チェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。)を電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに(なお、第23条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに)、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。)を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。
2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJ チェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を書面化したものをいう。以下同じ。)を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。)として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に(ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。)支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。
3. 当行が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を

送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対して届け出るものとします。

4. 当行は、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面を、前項の明細とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、利用内容を明らかにした書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。
5. 会員は、当行が本会員に交付する書面を、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。）に代えることができることを承諾するものとします。また、当行は、当行が定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。

第34条（遅延損害金）

1. 本会員が、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当行に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

- ・ショッピング1回払い、ショッピングリボ払い
年 14.60%

- ・キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い
年 20.00%

- ・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払い
法定利率

2. 第1項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。
- (1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し法定利率を乗じた額を超えない金額。
 - (2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は、(1)の場合を除く)、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額。

第35条(支払金等の充当順序)

本会員の当行に対する債務の支払額が本規約およびその他の諸契約に基づき当行に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当行所定の順序により当行が行うものとします。

第36条(当行の債権譲渡)

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

第37条(カード利用の一時停止)

1. 当行は、会員が利用可能枠を超えた利用をした場合または利用しようとした場合、利用可能枠内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が頻繁に発生する等の利用代金の支払状況等の事情によってはショッピング、キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いおよび海外預金引出しサービスの全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当行は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合、カードの利用状況に不審がある場合には、ショッピング、キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いおよび海外預金引出しサービスの全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは加盟店やCD・ATM等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
3. 一体型カードの場合、両社は本会員と両社との間のクレジットカード契約および本会員と当行との間のキャッシュカード利用規約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。
 - ① 一体型カードの再発行のため、本会員が当行また

は JCB に本カードを返還した場合

- ②一体型カードに関する諸変更手続のため、本会員が当行または JCB に本カードを送付しまたは預けた場合
- ③CD または ATM での利用時に暗証番号相違、CD・ATM の故障等の理由により一体型カードが回収された場合
- ④本会員から当行または JCB に対して、その貸与された一体型カードを紛失または盗難に遭った旨の届け出があった場合

第 38 条（期限の利益の喪失）

1. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1) においては相当期間を定めた当行からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4) または (6) においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(7)、(8)、(9)、(10) または (11) においては当行の請求により、当行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。
 - (1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分 of 申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
 - (5) 本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担する債務について本会員が当行の指定する保証会社（以下「保証会社」という。）に対し保証を委託した場合において、当該保証会社から当行に対し当該委託に基づく連帯保証の取消または解約の申し出（ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申し出を除く）があったとき。
 - (6) 本会員の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。
 - (7) カード改ざん、不正利用等当行がカードの利用を不相当と認めたとき。
 - (8) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。
 - (9) 前各号のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
 - (10) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。（第 11 条の 3 第 1 項に違反する場合を含むが、それに限らない。）
 - (11) 第 42 条第 4 項 (1)、(2)、(4)、(9)、(11) または (12) のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。

2. 第1項にかかわらず、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務については、第26条の弁済金または第27条の分割支払金の支払い、その他本会員の当行に対する債務の支払いを遅滞し、当行から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、第1項(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)または(10)に該当する場合には、第1項の規定が優先して適用されるものとします。

第38条の2(取引の制限等)

当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1) 本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2) 前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当行が判断した場合
- (3) 会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当行が判断した場合
- (4) 会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条の2第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (5) 会員が在留期間(出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。)の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
- (6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合

第39条(当行からの相殺)

1. 本会員が、本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する本会員の預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は本会員に対し、書面により通知します。
2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、

手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第 40 条 (本会員からの相殺)

1. 本会員は、弁済期にある預金その他の債権と本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、本会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、本会員は当行に対し、書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出していただきます。
2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第 41 条 (相殺における充当の指定)

1. 当行から相殺する場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。
2. 本会員から返済または相殺をする場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。

第 42 条 (退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。
2. 当行が第 2 条、第 3 条または第 6 条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。
3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
4. 会員 ((5) または (10) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12) のいずれかに該当したときは、当該家族会

員のみならず、本会員も含む。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(13)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

- (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (2) 本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
- (3) 会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。
- (4) 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。
- (5) 両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
- (6) 会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
- (7) 会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) 会員が自らまたは第三者を利用して、当行、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
 - ① 暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
 - ② 長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
 - ③ 上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
 - ④ 法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
 - ⑤ 上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為

- (9) お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止しまたは本会員に通知する事によりお支払い口座が強制解約されたとき。
 - (10) 会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。
 - (11) 会員が第 11 条の 3 に違反したと当行が合理的に判断したとき、または会員が第 9 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条の 2 第 2 項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。
 - (12) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
 - (13) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。
- 5. 家族会員は、本会員が両社所定の方法により家族会員による家族カードの使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
 - 6. 第 4 項または第 5 項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
 - 7. 第 4 項または第 5 項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

第 43 条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)

- 1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合 (モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
- 2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合 (紛失、または盗難による場合をいう。) 会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに (ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに) 当行または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行または JCB の請求により所定の紛失盗難届を当行または JCB に提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカードについて、当行または JCB が通知を

受けた日の 60 日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
4. 第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第 1 項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。
 - (1) 会員が第 2 条に違反したとき。
 - (2) 会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。
 - (4) 会員が当行もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
 - (5) 第 2 項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項 (4) に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が第 3 項に違反したとき。
 - (7) カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において紛失ま

たは盗難が生じたとき。

3. 一体型カードの盗難において、他人に当該カードを不正使用（キャッシュカード機能の使用）され生じた払戻しにかかる責任の区分については、「キャッシュカード規定」の定めが適用となります。

第 43 条の 2（カード番号等の不正利用）

1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当行または JCB の請求により両社所定の紛失・盗難等届を当行または JCB に提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。
3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の (1)(2) のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第 9 条（届出事項の変更）第 3 項が適用されるものとする。）から 60 日以内に、会員が前項に基づき当行または JCB に対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング 2 回払い、またはボーナス 1 回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60 日が経過していないか否かを判定するものとし、2 度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。
 - (1) 当行が明細確定通知を本会員が登録した E メールアドレス宛に送信した日
 - (2) 当行が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日
4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人

- が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
5. 第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。
- (1) 会員が第2条に違反したとき。
 - (2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
 - (4) 会員が当行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
 - (5) 第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が第4項に違反したとき。
 - (7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。
6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。
7. 当行は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当行が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

第44条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）

1. 偽造カード（第2条第1項に基づき両社が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。
2. 第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。
3. 一体型カードの偽造または変造カードによる払戻し（キャッシュカード機能の使用）にかかる責任の区分については、「キャッシュカード規定」の定めが適用となります。

第45条（費用の負担）

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第46条（危険負担、免責条項等）

会員が当行に差し入れた契約書類等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、会員は当行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。なお、会員は当行からの請求があれば直ちに代りの契約書類等を差し入れます。

第47条（成年後見人等の届け出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行へお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行へお届けください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、書面によって当行へお届けください。
4. 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも、書面によって当行へお届けください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第48条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と当行またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または当行（会員と当行との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第49条（準拠法）

会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関す

る準拠法はすべて日本法とします。

第 50 条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第 51 条 (会員規約およびその改定)

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

(附則)

第 4 条の 2 第 1 項に基づき、会員が 2025 年 2 月 28 日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等の登録を行います。

(令和 7 年 2 月 28 日改定)

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

スマリボ特約

第1条 (総則)

1. 本特約は、会員規約(個人用)(以下「会員規約」という。)第23条(ショッピング利用代金の支払区分)第2項(1)号に基づき、会員がショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとする場合のサービス内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定義のない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。
2. 本特約と会員規約その他の付随規定(以下「会員規定等」という。)との間に内容の相違がある場合、本特約が優先して適用されます。本特約に定めのない事項については、会員規定等が適用されます。

第2条 (定義)

1. 「スマリボ」(以下「本サービス」という。)とは、会員規約第23条第2項(1)号に基づき、原則として全てのショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとするサービスをいいます。
2. 「利用者」とは、本特約第3条に基づき、本サービスの利用登録が完了した会員をいいます。

第3条 (利用登録)

1. 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認の上、両社所定の方法により、両社に本サービスの利用を申し込むものとします。両社は、会員の申し込みを承諾した場合に、当該会員の利用登録を行います。
2. 前項の利用登録の申し込みができる会員は、会員規約(個人用)の適用を受ける会員です。ただし、一部の会員は、前項の利用登録の申し込みを行うことができません。

第4条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。
 - (1) 利用者が会員規約第21条(ショッピングの利用)および第23条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの(JCBのホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。
 - (2) 本サービスの利用登録がなされている間、会員規約第19条(利用可能な金額)第1項から第3項に基づき会員がショッピング利用できる金額を算定

するに当たり、適用される機能別利用可能枠は会員規約第 18 条 (利用可能枠) 第 1 項②に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。

- (3) (1) 号および (2) 号にかかわらず、利用者がショッピングリボ払い利用可能枠を超えてショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第 24 条 (ショッピング利用代金の支払い) 第 1 項 (1) 号に基づき、ショッピング 1 回払いとしてお支払いいただくものとします。
 - (4) ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第 25 条 (ショッピングリボ払い) 第 1 項に定めるとおりです。また、支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドゆとりコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。
 - (5) 利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別途両社が公表する条件を充たした場合には、両社が公表する内容の優遇サービスを受けることができます。
2. 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対して、3 ヶ月前まで (ただし、重要な変更については 6 ヶ月前まで) に公表または通知します。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。

第 5 条 (本サービスの利用方法)

利用者は、ショッピング利用をするに当たって、ショッピング 1 回払いをご指定ください。

第 6 条 (利用登録の抹消)

1. 利用者は、両社が定める方法で本サービスの解除を申し出ることにより、利用登録を抹消することができます。
2. 両社は、(1) 利用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、(2) 利用者が会員規定等または本特約に違反したとき、(3) 利用者のショッピングリボ払い利用可能枠が 0 円となったとき、(4) その他利用者のカード利用状況または信用状況等に照らして、本サービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該利用者の利用登録を抹消することができます。
3. 前二項に基づき利用登録が抹消された場合、会員は以後、利用者ではなくなり、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後に利用したショッピング利用については、本特約は適用されず、会員規定等のみが適用されます。
4. 第 1 項または第 2 項に基づき利用登録が抹消された場合であっても、それまでのショッピング利用については、本特約第 4 条第 1 項 (1) 号から (4) 号が適用さ

れます。ただし、利用者が会員規約第 38 条（期限の利益の喪失）第 1 項または第 2 項に基づき期限の利益を喪失した場合には、この限りではありません。

第 7 条（本サービスの終了）

両社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、両社は本サービス終了の 6 ヶ月前までに利用者に通知します。本サービスが終了した場合、前条第 3 項および第 4 項が準用されます。

第 8 条（本特約の改定）

本特約の改定は、会員規約第 51 条（会員規約およびその改定）が適用されます。

第 9 条（「支払い名人」からの移行）

1. 「支払い名人」（両社が会員規約第 23 条第 2 項 (1) 号に基づき 2019 年 4 月 15 日利用分、2019 年 5 月 10 日支払日まで会員に提供していたサービスをいう。以下同じ。）から本サービスに移行した利用者については、本特約第 4 条第 1 項 (4) 号にかかわらず、ショッピングリボ払いの支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、「支払い名人」から本サービスへの移行時点で当該会員に対して適用されていた支払いコース（以下「既存コース」という。）または残高スライド標準コースとなります。
2. 利用者は、両社所定の方法により申し出、両社が認めた場合、既存コースから、本特約第 4 条第 1 項 (4) 号に定める支払いコースに変更することができます。但し、当該変更後は、利用者は既存コースに再度変更することはできません。

（令和 7 年 2 月 28 日現在）

<当行が契約している指定紛争解決機関>

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社山口銀行 ダイレクトセンター

083-223-4107

株式会社ジェーシービー JCB インフォメーションセンター

東京・0422-76-1700 大阪・06-6941-1700

福岡・092-712-4450 札幌・011-271-1411

3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ（ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番4に従うものとします。）および支払停止の抗弁に関する書面については当行または下記 WEB サイトに記載の JCB の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。

株式会社山口銀行 お客様相談窓口

〒750-8603 下関市竹崎町4丁目2-36

083-223-8075

個人情報に関する相談窓口

<https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teihei>

4. JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。

< 共同利用会社 >

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社 JCB トラベル

〒171-0033

東京都豊島区高田 3-13-2 高田馬場 TS ビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社 JCB トラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062

東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス等の提供

<加盟個人信用情報機関>

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

○株式会社シー・アイ・シー (CIC)

(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7
新宿ファーストウエスト 15 階
電話番号 0120-810-414

<https://www.cic.co.jp/>

○全国銀行個人信用情報センター

電話番号 03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

○株式会社日本信用情報機構 (JICC)

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号
住友不動産上野ビル 5 号館

電話番号 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、
登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設の
ホームページをご覧ください。

【登録情報および登録期間】

	(株)シー・アイ・シー	全国銀行個人信用 情報センター	(株)日本信用情報機構
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヵ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内
④官報において公開されている情報	——	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	——
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、(株)シー・アイ・シーおよび(株)日本信用情報機構については支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※前頁表の他、(株)日本信用情報機構については、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用 情報機関	提携個人信用 情報機関
(株)シー・アイ・シー	全国銀行個人信用 情報センター (株)日本信用情報機構
(株)日本信用情報機構	全国銀行個人信用 情報センター (株)シー・アイ・シー
全国銀行個人信用 情報センター	(株)シー・アイ・シー (株)日本信用情報機構

※本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されます。

割賦販売法で定める法定用語の読み替えについて
割賦販売法で定める法定用語は、カード発行のご案内、会員規約、ご利用代金明細書等において次のとおり読み替えます。

割賦販売法で定める法定用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、 ショッピング利用代金額、ご利用代金
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い・分割払い・ スキップ払い手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払金額など
支払回数	支払区分

以下の規定については、Oki Dokiポイントプログラムの対象となる方に適用されます。

・Oki Dokiポイントプログラム利用規定
<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>



<ショッピングリボ払いのご案内>

1. 毎月のお支払い元金

		締切日(毎月15日)のご利用残高			
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超
全額コース		締切日(毎月15日)のご利用残高全額			
定額コース		ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*			
残高 スライド コース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
	標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算		
	短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算		

* ザ・クラス、ゴールドをお持ちの会員の方は1万円以上1千円単位となります。

※お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。)に記載されます。

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

2. 手数料率

実質年率 15.00%

(上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。)

※会員規約および特約(ショッピング利用代金の支払区分)に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率 15.00%になります。

[初回のご請求]

実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷ 365 日

[2回目以降のご請求]

実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷ 365 日

3. お支払い例

・定額コース 1万円、実質年率 15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000 円

②手数料 747 円(7万円×15.00%×26日÷365日)

③ 8月10日の弁済金 10,747 円 (①+②)

(2) 9月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000 円

②手数料 764 円(6万円×15.00%×31日÷365日)

③ 9月10日の弁済金 10,764 円 (①+②)

※ショッピングリボ払いのご案内の毎月のお支払い元金の定額コースの金額については、お持ちのカードにより記載が異なる場合があります。

<ショッピング分割払いのご案内>

1. 手数料料率

実質年率 15.00% [月利 1.25%]

※上記以外の利率となる場合もございます。お客様に適用される手数料料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。) に記載されます。

2. 支払回数表

実質年率 15.00%の場合

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回
支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%
(ショッピング 利用代金10,000円 あたりの分割払 手数料の額)	251円	378円	442円	700円	831円

支払回数	15回	18回	20回	24回
支払期間	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月
割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%
(ショッピング 利用代金10,000円 あたりの分割払 手数料の額)	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円

※加盟店により、上記以外の支払回数がご指定いただける場合があります。

※実質年率が 15.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金 10,000 円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

3. お支払い例

実質年率 15.00%の方が 6 月 30 日に現金販売価格 10 万円の商品を 10 回払いでご購入の場合

A. 上表に基づく手数料総額

100,000 円× 7.00% = 7,000 円

B. 上表に基づく支払総額

100,000 円 + 7,000 円 = 107,000 円※ 1

C. 毎月の支払額

107,000 円 ÷ 10 回 = 10,700 円※ 2

(ただし、初回 10,518 円※ 3、最終回 10,699 円※ 4)

D. 分割支払金合計額

10,518 円 (初回) + 10,700 円× 8 (第 2 回～第 9 回)
+ 10,699 円 (最終回) = 106,817 円

※ 1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)

※ 2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦

係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

- ※ 3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

月利計算の手数料 $100,000 \text{ 円} \times 1.25\% = 1,250 \text{ 円}$

初回支払元金 $10,700 \text{ 円} - 1,250 \text{ 円} = 9,450 \text{ 円}$

日割計算の手数料 $100,000 \text{ 円} \times 15.00\% \times 26 \text{ 日} \div$

$365 \text{ 日} = 1,068 \text{ 円}$ (ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365 日)

初回支払額 $9,450 \text{ 円} + 1,068 \text{ 円} = 10,518 \text{ 円}$

- ※ 4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

〈例、第2回〉

初回支払後残高 $100,000 \text{ 円} - 9,450 \text{ 円} = 90,550 \text{ 円}$

月利計算の手数料 $90,550 \text{ 円} \times 1.25\% = 1,131 \text{ 円}$

第2回支払元金 $10,700 \text{ 円} - 1,131 \text{ 円} = 9,569 \text{ 円}$

＜ショッピングスキップ払いのご案内＞

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。

手数料:ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。)

支払期間: 54 ～ 239 日

1. 手数料率

実質年率 15.00% [月利 1.25%]

- ※ 上記以外の利率となる場合もございます。

2. お支払い例

実質年率 15.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合

〈11月10日のお支払い〉

① お支払い元金 10,000 円

② 手数料 375 円 ($1 \text{ 万円} \times 3 \text{ ヶ月} \times (15.00\% / 12 \text{ ヶ月})$)

③ 11月10日の支払額(支払総額) 10,375 円 (①+②)

＜キャッシングサービスのご案内＞

資金使途／自由（ただし、事業資金は除く）

名称	融資利率 (年利)*1	返済方式	返済期間／返済回数	担保・ 保証人
キャッシング1回払い(国内・海外)	15.00%	元利一括 払い	23～56日 (ただし暦による) ／1回	不要
JCBキャッシングリボ払い	15.00% (ザ・クラス 会員の方は 14.10%)	・毎月元金 定額払い ・ボーナス 併用払い ・ボーナス 月のみ 元金定額 払い	利用残高および返済 方式に応じ、返済元 金と利息を完済するま での期間、回数。 ＜返済例＞ 貸付金額50万円で返 済元金1万円の毎月 元金定額払いの場合、 50ヵ月／50回。	

※ CD・ATM でのキャッシング1回払い（国内）・キャッシングリボ払いの利用手数料（1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込）は会員負担となります。（カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。）

※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます（最大返済期間は101日、ただし暦による。）。この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。

* 1 1年365日（うるう年は366日）による日割計算。

<繰上返済方法>

	リボルビング払い	ショッピング分割払い*1	キャッシング一回払い	キャッシングリボ払い	
1. A T M によるご返済	○	×	×	○	当行のA T Mおよび提携金融機関のA T M等から入金して返済する方法
2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に当行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3. 口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に当行に申し出のうえ、当行指定口座への振込により返済する方法
4. 持参によるご返済	○	○	○	○	当行に現金を持参して返済する方法

*1 全額繰上返済のみとなります。なおショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日に日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

以 上
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

ショッピングスキップ払い特約

第1条 (総則)

1. カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）所定の会員規約（個人用）（以下「会員規約」という。）に定める会員は、本特約を承認のうえ、本特約に定めるショッピングスキップ払いを利用することができます。なお、本特約における用語は、会員規約における用法に従うものとします。
2. 会員は、当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当社が認めた場合、ショッピング利用代金の支払区分を、ショッピング1回払いからショッピングスキップ払いに変更することができます。会員が支払区分の変更を行った場合、カード利用日にショッピングスキップ払いの指定があったものとします。
3. 会員は、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。また、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定する利用代金については、ショッピングスキップ払いへの変更はできません。

第2条 (利用可能枠、利用可能な金額、明細)

1. ショッピングスキップ払いの利用可能枠は、会員規約第18条第1項③のショッピング分割払い利用可能枠と共通となります。
2. 会員規約第19条第1項(1)にかかわらず、ショッピング分割払い利用可能枠（会員規約第18条第1項③の利用可能枠）に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計となります。また、ご利用代金明細書においても、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払い利用残高の合計額が、ショッピング分割払いの利用残高として記載されます。

第3条 (支払い)

1. 本会員は会員が第1条第2項に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌々月から標準期間満了日の属する月の7ヶ月後の月までのうちから会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という。）の約定支払日に一括（1回）で支払うものとします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。

（ショッピングスキップ払い手数料）

標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の翌月11日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、当社所定の手数料率（月利）を乗じた金額

2. 本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを会員規約末尾に記載の「繰上返済方法」中の「ショッピング分割払い」にかかる規定に基づいて一括で支払うことができます。

第4条（支払停止の抗弁）

本会員は、支払区分をショッピングスキップ払いに変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について、会員規約第28条第2項各号の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、同条の定めに従い、当社への支払いを停止することができるものとします。ただし、同条第6項の各号に加え、ショッピングスキップ払いの対象となった1回のカード利用における支払総額が4万円に満たないときは支払いを停止することはできないものとします。

第5条（遅延損害金）

本会員が、第3条第1項に基づき支払うべき約定支払額をスキップ指定月の約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングスキップ払い手数料は除きます。）に対しその翌月から完済に至るまで、また、会員規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、ショッピングスキップ払いに関しては年6.00%、その他の支払区分については会員規約第34条に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

第6条（期限の利益喪失）

会員規約第38条第1項にかかわらず、本会員は、ショッピングスキップ払いによるショッピング利用代金に基づく債務については、会員規約に基づき会員が支払うべき約定支払額（第3条第1項に基づき支払うべき約定支払額を含む。）の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、会員規約第38条第1項(2)、(3)、(4)、(5)または(6)に該当する場合には、同条第1項の規定が優先して適用されるものとします。ショッピングスキップ払いを利用の場合、割賦販売法で定める以下の法定用語は、カード発行のご案内、会員規約、ご利用代金明細書において次のとおり読み替えます。

割賦販売法で定める法定用語	読み替え後の用語
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払い手数料、手数料

LINDA 会員特約

「ワイエムカード JCB LINDA」 会員特約

第1条 (カード)

本カードは「JCB LINDA」(以下「本カード」という。)といひます。

第2条 (年会費等)

1. 会員は、当行が通知するまで本カードの年会費を免除されるものとします。
2. 前項にかかわらず、会員は月ごとに当行が通知または公表するデータ維持料を支払うものとします。ただし、会員が次の①②のいずれかの条件を充たす場合、または当行が特に認める場合には、会員は該当する月のデータ維持料の支払いを免除されるものとします。
 - ① 月々の携帯電話・PHSのご利用料金をJCB LINDAでお支払いの場合
 - ② 各月の本カードの約定支払額(本会員が約定支払日にお支払いいただく金額をいい、会員が約定支払日より前に繰上返済した金額は除外されます。)が1万円以上の場合

以 上

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

EXTAGE カード特約

第1条 (定義)

1. 本特約に基づきカード発行会社（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」といい、当社と併せて「両社」といいます。）が会員に対し発行・貸与するカードを、「JCB GOLD EXTAGE」または「JCB CARD EXTAGE」（以下併せて「EXTAGE カード」といいます。）といっています。
2. 本特約、両社が別途定める会員規約（個人用）（以下「会員規約（個人用）」といっています。）および MyJ 関連規定類を承認のうえ申し込まれた方で、両社が審査のうえ入会を承認した方を EXTAGE カード会員といっています。
3. 本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定めがない限り、会員規約（個人用）、両社が別途定める MyJCB 利用者規定、J/Secure (TM) 利用者規定または MyJ チェック利用者規定における意味を有するものとします。なお、本特約において、MyJCB 利用者規定、J/Secure (TM) 利用者規定および MyJ チェック利用者規定を総称して、「MyJ 関連規定類」といいます。

第2条 (ご利用代金明細の確認方法)

EXTAGE カードの入会をもって、EXTAGE カード会員は、MyJ チェック利用者規定所定の MyJ チェックサービス（以下「MyJ チェックサービス」といいます。）の利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJ チェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則としてご利用代金明細書は送付されないものとします。本会員は、MyJCB によってご利用代金明細を確認することができます。

第3条 (EXTAGE カードの年会費)

本会員は、当社が通知または公表する EXTAGE カードの年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。

第4条 (カード発行手数料)

本会員は、前条に定める EXTAGE カードの年会費のほかに、EXTAGE カードのカード発行手数料（本会員および家族会員1人あたり2,200円（税込）となります。）を当社に対し支払うものとします。ただし、本会員または家族会員が EXTAGE カードの入会后最初の有効期限まで継続して会員資格を有している場合（EXTAGE カードの入会后最初の有効期限まで継続して会員資格を有している会員を、以下「継続会員」といいます。）には、当社は、本会員に対し、当該継続会員に係る EXTAGE カードのカード発行手数料の支払いを免除します。

第5条 (EXTAGE カード付帯サービス)

EXTAGE カード会員は、当社、JCB または当社もしくは JCB が提携する第三者（以下「サービス提供会

社」といいます。) が提供する EXTAGE カード付帯サービスおよび特典 (以下併せて「EXTAGE カード付帯サービス」といいます。なお、EXTAGE カード付帯サービスは、会員規約 (個人用) 所定の付帯サービスとは異なります。) を当社、JCB またはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。EXTAGE カード付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。

第 6 条 (EXTAGE カード更新時の取り扱い)

1. EXTAGE カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。EXTAGE カードの有効期限が満了した場合、第 2 項に基づき JCB ゴールドカードまたは JCB 一般カードが EXTAGE カード会員に対して発行されたか否かを問わず、EXTAGE カード付帯サービスは終了し、かつ本特約は失効します。
2. 両社は、前項の有効期限までに退会の申し出のない EXTAGE カード会員で、両社が審査のうえ会員と認める方に対し、JCB ゴールドカードまたは JCB 一般カードを発行します。この際、JCB GOLD EXTAGE の発行を受けていた EXTAGE カード会員に対しては JCB ゴールドカードが発行され、JCB CARD EXTAGE の発行を受けていた EXTAGE カード会員に対しては JCB 一般カード (当該 JCB ゴールドカードまたは当該 JCB 一般カードを併せて以下更新後カード) といいます。) が発行されます。なお、更新後カードが発行された場合、EXTAGE カードの有効期限の満了後においても、会員規約 (個人用) (その後の変更を含みます。) および MyJ 関連規定類 (その後の変更を含みます。) ならびにこれらに基づく権利義務 (MyJ チェックサービスを含みますが、これらに限られません。以下本項において同じです。) は、更新後カードに係る契約およびこれに基づく権利義務として有効に存続します。
3. 更新後カードの年会費は、別途当社が通知または公表する JCB ゴールドカードまたは JCB 一般カードの年会費となります。

第 7 条 (本特約の改定)

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、改定内容について通知または公表します。

第 8 条 (適用関係)

本特約に定めのある事項については本特約が優先し適用され、本特約に定めのない事項であって MyJ 関連規定類に定めのある事項については MyJ 関連規定類の定めが優先し適用され、本特約および MyJ 関連規定類に定めのない事項については会員規約 (個人用) が適用されます。

以 上
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

MyJCB 利用者規定

本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という) または JCB の提携するカード発行会社 (以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という) から、JCB ブランドのカードまたは JCB 所定のカード (以下、総称して「カード」という) の貸与を受けた会員が、MyJCB サービスを利用する場合の、両社が会員に提供するサービスの内容、利用方法、その他 JCB または両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。

第1条 (定義)

1. 「会員」とは、カードの貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。
2. 「MyJCB サービス」(以下「本サービス」という) とは、両社が、両社所定の Web サイト (以下「本Web サイト」という) において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
3. 「利用登録」とは、両社が、会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
4. 「利用者」とは、利用登録が完了した会員をいいます。
5. 「登録情報」とは、利用者が両社に届け出た Eメール アドレス、秘密の合い言葉 (第2条第5項に定めるものをいう) その他の情報および ID・パスワードの情報をいいます。
6. 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード (第5条第4項に定めるものをいう) および暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。
7. 「利用端末」とは、利用者が本サービスを利用するために用いる端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用いることができない場合があります。
8. 「パスキー認証」とは、暗号鍵を用い、かつ利用者が利用端末においてモバイル端末認証 (第5条第5項に定めるものをいう) を行うことによって、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。
9. 「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと (カードごと) に生成される電磁的な情報をいいます。
10. 「パスキー登録」とは、利用者がパスキー認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認した場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末の OS にかかるアカウントの ID (以下「OS アカウント ID」とい

う) に紐づくことをいいます。

第2条 (利用登録等)

1. 利用登録の対象者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
2. 会員は、両社所定の方法により、本サービスの利用者として利用登録されるものとします。
3. 本サービスの利用登録がなされた会員は、併せて J/Secure (TM) 利用者規定に基づく J/Secure (TM) の利用登録もなされるものとします。ただし、一部 JCB の提携するカード発行会社の会員および JCB 所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。
4. 両社は、利用登録に際して、カードごとに、同人を特定する番号 (以下「ID」という) およびパスワードを発行します。
5. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え (以下、併せて「秘密の合い言葉」という) を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
6. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前の ID およびパスワードは効力を失うものとします。
7. 利用者は、原則として、本サービスの利用を任意で中止することはできないものとします。ただし、両社が特に認めた場合には、この限りではありません。

第3条 (届出情報)

1. 利用者は、利用者が日常的にメール受信を確認することが可能な Eメールアドレスを、両社に対して届け出なければならず、利用登録がなされている期間、両社、JCB またはカード発行会社から送信される Eメールを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持しなければならないものとします。
2. 利用者は、両社に届け出た Eメールアドレスを変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

第4条 (本サービスの内容等)

1. 両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
 - (1) カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③キャッシングサービスの口座振込、④キャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへ変更する登録、⑤利用可能枠の変更申請、⑥メール配信、⑦その他のサービス
 - (2) JCB の提供する、① J/Secure (TM)、②メール配信、③ MyJCB 優待、④その他のサービス
 - (3) 両社の提供する、①届出情報の照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他

のサービス

(4) その他両社所定のサービス

2. 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前に JCB ホームページ等で公表または Eメール等で通知します。
3. 利用者のキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付の契約に関する勧誘に対する意思にかかわらず、利用者がキャッシングサービスに係るメニューを自ら選択をした場合、当該サービス内容に係る表示がされます。

第 5 条 (本サービスの利用方法)

1. 利用者は、本規定のほか、第 4 条第 1 項の各種サービスにおける「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等（以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という）を遵守するものとします。
2. 利用者は、本 Web サイトにおいて ID およびパスワードを入力する方法で認証を行って本 Web サイトにログインすること（以下「ログイン」という）により、本サービスを利用することができるものとします。
3. 前項にかかわらず、両社は、ログインに際して、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、ログインすることができるものとします。
4. 前項において、利用者がワンタイムパスワードの入力を選択する場合は、両社は利用者が事前に登録したメールアドレスに、臨時のパスワード（以下「ワンタイムパスワード」という）を送信します。なお、当社の規定回数を超えて、繰り返しワンタイムパスワードの発行が求められた場合、当該 ID の利用は一時的に停止され、利用者が本サービスの利用を再開するためには改めて利用登録をする必要があります。
5. 利用者は、両社所定の方法によりパスキー登録がなされ、当該パスキー登録が有効である場合、前三項に基づく認証に代えて、利用端末のモバイル端末認証（以下の各号のいずれかの方法による認証をいう）が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによってパスキー認証を行い、ログインすることができるものとします。なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者に対する特段の通知なくパスキー登録は解除されるものとします。
 - (1) 利用端末を利用するために必要な暗証番号（以下「パスコード」という）を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法

- (2) 利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法
 - (3) 前二号のほか、利用端末の OS を提供する事業者が定める認証方法
6. 利用者が MyJCB アプリにログインしようとする場合であって、MyJCB アプリ利用者規定第 4 条第 2 項に基づきログイン方法を選択している場合には、利用者がパスキー登録を行っている場合であっても、MyJCB アプリ利用者規定第 4 条第 2 項に基づくログイン方法が適用されることとなります。
7. 両社は、入力された ID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。ただし、パスキー認証を行う場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します（なお、パスキー認証は利用者がパスキー登録を行った利用端末以外の端末（以下「他端末」という）においても利用することができるため、他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者が利用者本人であると推定します。）。なお、第 5 条の 2 に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象 ID のいずれか 1 つにおいて本条に基づく認証がなされることにより、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードに関して、当該認証手続を行った者を利用者本人と推定します。

第 5 条の 2（おまとめログイン設定）

1. 同一の利用者が JCB、カード発行会社、または両社から複数のカードの貸与を受け、当該カードごとに ID の発行を受けている場合に、JCB 所定の方法でそれら複数の ID を相互に紐付ける設定（以下「おまとめログイン設定」という）をすることができます（おまとめログイン設定によって相互に紐付けられた ID を「おまとめ対象 ID」という）。おまとめログイン設定後は、以下の機能が適用されます。
- (1) おまとめ対象 ID のいずれか 1 つでログインすることにより、他のすべてのおまとめ対象 ID に係るカードについてはログインすることなく、本サービスを利用することができるものとします。ただし、両社がセキュリティ上必要と判断した場合はこの限りではありません。
 - (2) 利用者がおまとめ対象 ID のいずれか 1 つに係るカードについて、次の情報（自宅住所・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先住所・勤務先電話番号・通学先・本会員の収入・生計を同一とする方の人数・住宅ローンの有無・家賃支払いの有無等）

の変更を本サービスを利用して届け出た場合、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードについて当該属性情報が一括して変更されます。(これらの情報の一括変更機能の対象外となるカードがあります。対象外となるカードについては、【<https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html>】に公表します。)

- (3) 利用者がおまとめ対象 ID のいずれか1つに係るカードについて、Eメールアドレスおよびメール配信の希望有無に関する情報の変更を届け出た場合、利用者は、他のおまとめ対象 ID に係るカードについて当該変更の適用有無を選択することができます。
2. おまとめログイン設定できるカードの範囲は、カードによって異なります。各カードでおまとめログイン設定できるカードの範囲は、【<https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html>】に公表します。なお、家族カードはおまとめログイン設定することができません。
3. 会員区分の変更（一般カードからゴールドカードへの変更またはその逆の変更等をいう）があった場合、当該変更前のカードの本サービスの利用登録により発行されていた ID は、自動的に変更後のカードの ID として引き継がれ、変更前のカードには自動的に新規の ID とパスワードが発行されます。このとき、変更後のカードに引き継がれた ID と変更前のカードに自動的に新規発行された ID は、自動的におまとめログイン設定されます。
4. おまとめログイン設定の解除を希望する場合は、JCB 所定の方法で解除をするものとします。

第 6 条 (特定加盟店への情報提供サービス)

1. JCB ブランドの一部の加盟店（以下「特定加盟店」という）において、本サービスの ID およびパスワードを入力することにより、その入力者が本サービスの利用者であると推定できる情報、またはそれに加えて当該 ID の対象となる利用者の氏名・会員番号・カードの有効期限等が JCB より当該特定加盟店に提供されることに、同意するものとします。
2. 両社は特定加盟店サービスに第 1 項で定める情報を提供するのみであり、利用者は、特定加盟店の Web サイト等において、自ら特定加盟店サービスの内容等を確認し、特定加盟店との間で直接契約を締結するものとします。両社は、特定加盟店サービスの内容について一切責任を負わないものとします。

第 7 条 (利用者の管理責任)

1. 利用者は、自己の認証情報（利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスコードならびに OS アカウント ID およびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。）が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。

2. 利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。
4. 利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。
5. 利用者はパスキー登録を行った場合、第5条第7項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製(クラウドサービス上に保存する行為を含む)するか否か、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとします。また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等(以下「クラウドサービス等」という)において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等(ID・パスワードを含むが、それに限られない。)を厳重に管理するものとします。
6. 利用者は暗号鍵を保存している端末を厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとします。また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第8条(利用者の禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 自己の認証情報を第三者に譲渡または使用させる行為
- (2) 他人の認証情報を使用する行為
- (3) 本サービスに基づく権利または義務を第三者に譲渡または承継させる行為
- (4) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本Webサイトを通じて、または本サービスに関連して使用または提供する行為
- (5) JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (6) 法令または公序良俗に反する行為

第9条(知的財産権等)

本サービスの内容または本Webサイトを構成する著作物等に係る著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべてJCB、カード発行会社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、ま

たは侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第 10 条 (利用登録抹消)

両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消して利用者の ID を無効とすることができるものとし、また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

- (1) カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
- (2) 本規定のいずれかに違反した場合
- (3) 利用登録時に虚偽の申告をした場合
- (4) 本サービスの利用に際し必要とされる債務の弁済または義務の履行を行わなかった場合
- (5) 同 ID で連続してログインエラーとなった場合
- (6) その他両社が利用者として不適当と判断した場合

第 11 条 (利用者に対する通知)

1. 両社は、利用者が登録した Eメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出をすることにより、両社が必要と判断する通知を除く Eメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
2. 両社が登録された Eメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者は第 3 条に基づき届け出た Eメールアドレス宛に Eメールが受信していないか、適宜確認を行うものとします。また、利用者が第 3 条第 1 項および第 2 項に定める義務を遵守しなかったために、JCB またはカード発行会社から利用者への通知が到着しなかった場合または延着した場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、第 3 条第 2 項に基づく変更届出が遅延した場合はこの限りではないものとします。

第 12 条 (個人情報の取扱い)

1. 利用者は、両社が Eメールアドレス・電話番号などの登録情報および本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。
 - (1) 本サービスを提供すること
 - (2) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
 - (3) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
 - (4) 市場調査を目的としたアンケート依頼に利用すること
 - (5) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）

2. 利用者のうち JCB が発行したカードの貸与を受けた会員（家族会員を含むものとし、以下「JCB 発行カード利用者」という）は、JCB が Eメールアドレス・電話番号などの登録情報、本サービスの利用に関する情報および JCB が会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ、前項に加えて、以下の目的のために利用することに同意するものとします。
 - (1) JCB または JCB が提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信（広告配信対象者（JCB 発行カード利用者以外の第三者を含む。以下同じ。）に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む）に利用すること
 - (2) JCB の公式 SNS アカウント等を用いて JCB 発行カード利用者に対する JCB 発行カード利用者の JCB カードの利用に関連する各種案内の配信をするために利用すること
3. JCB は、前項の目的のために、JCB 発行カード利用者の Eメールアドレスおよび電話番号を必要な保護措置を行ったうえで、前項 (1) 号の広告を配信する事業者（広告事業者、メディア運営事業者、Web サイト運営事業者等）および前項 (2) 号の配信事業を行う SNS 事業者等（以下、併せて「提供先事業者」という）に提供して、提供先事業者が JCB が指定した配信を行わせることができるものとし、JCB 発行カード利用者はこれに同意するものとします。なお、提供先事業者は、JCB から取得した個人情報と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとします。提供先事業者（外国事業者を含む）と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等については <https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.html> にあらかじめ掲載します。また、JCB 発行カード利用者が <https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/stop.html> に掲載する方法で、JCB が前項 (1) 号の目的で JCB 発行カード利用者の個人情報を利用すること、および当該目的のために本項に基づく第三者提供を行うことの中止を申し出た場合、JCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
4. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

第 13 条（免責）

1. 両社は、本サービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。

2. 両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。
3. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。

第 14 条 (本サービスの一時停止・中止)

1. 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措置をとることができるものとします。
2. 両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前に JCB ホームページ等で公表または利用者に通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。
3. 両社は、第 1 項または第 2 項に基づく本サービスの停止に起因して利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 15 条 (本規定の改定)

1. 両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、たとえば、原則として E メールを送信する方法により、利用者に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
2. 前項にかかわらず、利用者が第 3 条の義務を遵守していない場合、両社は、前項但書の場合に該当するか否かにかかわらず、本規定の改定を、当該改定の効力が生じる日を定め、たとえば、本 Web サイトに掲載する方法により周知することで足りるものとします。

第 16 条 (準拠法)

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第 17 条 (合意管轄)

本サービスの利用に関する紛争について、会員とカード発行会社または JCB との間で訴訟が生じた場合、会員の住所地またはカード発行会社（会員とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくは JCB（会員と

JCB との間の訴訟の場合) の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 18 条 (本規定の優越)

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCB またはカード発行会社」、「JCB または (もしくは) 両社」を JCB と読み替えるものとします。

(附則)

第 1 条第 10 項に定めるパスキー登録の申込みが可能となるカードは、別途両社が公表します。

以 上
(令和 7 年 2 月 28 日現在)

MyJ チェック利用者規定

第1条 (目的)

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員が第2条に定める「MyJ チェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。

第2条 (定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

- (1) 「MyJ チェック」（以下「本サービス」という）とは、本規定に定める例外事由に該当しない限り、会員が会員規約に定める明細書の送付を受けないようにするサービスをいいます。
- (2) 「MyJ チェック利用者」とは、両社が本サービスの利用を承認した会員をいいます。

第3条 (対象会員)

1. MyJCB 利用者規定に同意のうえ、MyJCB の利用登録を受けた会員を本サービスの対象会員とします。
2. 前項のほか、本サービスを利用することができる者の条件は、両社が定めるものとします。

第4条 (利用の申請)

本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとします。

第5条 (本サービスの内容等)

1. カード発行会社は、MyJ チェック利用者に対して、明細書を送付しないものとし、MyJ チェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類は AdobeReader とします。
2. 前項にかかわらず、MyJ チェック利用者の明細（カードが個人用の場合には家族会員、法人用の場合にはカード使用者の利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、カード発行会社は明細書を MyJ チェック利用者へ送付します。
 - (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
 - (2) コンビニエンス払込票を使った収納代行による支払いを行っている場合
 - (3) MyJ チェック利用者が明細書の送付を希望し、両社が認めた場合
 - (4) その他両社が明細書の送付を必要と判断した場合
3. 第1項にかかわらず、キャッシング1回払いまたはキャッシングリボ払いの利用がある場合、MyJ チェッ

ク利用者は、カード発行会社が当面の間、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という)を、ご利用の都度 MyJ チェック利用者に送付するものとするを承諾するものとします。ただし、両社が別に定める会員規約に貸金業法第 17 条第 1 項の書面を送付する旨の記載がない場合は、送付しないものとします。

4. 両社は、通知ならびに公表のうえ、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に代えて貸金業法第 17 条第 6 項に規定された書面、および貸金業法第 18 条第 1 項に規定された書面の交付に代えて、同第 3 項に規定された書面を交付することができるものとします。
5. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」によって明細の内容を確認するものとします。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJ チェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができます。
6. 両社は、MyJ チェック利用者の明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という)を、MyJ チェック利用者が届け出た E メールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は明細確定通知を送信しないものとします。
 - (1) MyJ チェック利用者が届け出た E メールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、正しく受信されないことがあった場合
 - (2) その他両社が明細確定通知を送信すべきでないと判断した場合
 - (3) 標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合
7. 両社は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、MyJ チェック利用者は、明細確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」による明細の確認を行うことができるものとします。
8. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」において申請した E メールアドレスは常に受信可能な状態にすることとします。明細確定通知を受信できないことにより、MyJ チェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限り、両社は責任を負わないものとします。

第 6 条 (本サービスの提供終了)

両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、明細書を送付するものとします。なお、本サービスの提供を終了した場合、MyJ チェック利用者はカード発行会社に対し明細書の発行および送付にかかる明細手数料を会員規約の定めに従い支払うものとします。

- (1) 本規定のいずれかに違反した場合

- (2) その他両社が MyJ チェック利用者として不適当と判断した場合
- (3) MyJCB 利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一のカード番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません。

第 7 条 (終了・中止・変更)

1. 両社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。
2. 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第 8 条 (本規定の改定)

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第 9 条 (本規定の優越)

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

MyJ チェック利用者規定にかかる特則

第 1 条 (本特則の適用)

1. 本特則は、「MyJ チェック利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行する JCB デビットカードの本会員(個人カードの場合)および法人会員(法人カードの場合)(これらを総称して以下「JCB デビットカードの会員」という)に適用されます。
2. 本特則に定めのない事項については、本規定および JCB デビット会員規約(個人カードおよび法人カードに適用されるそれぞれの会員規約を指す)が適用されます。

第 2 条 (本規定の変更)

1. 本規定第 5 条第 2 項から第 4 項の規定は JCB デビットカードの会員には適用されません。
2. 本規定第 5 条第 6 項(3)を以下のとおりに変更します。
「(3) 明細確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」
3. 本規定第 6 条の規定は JCB デビットカードの会員には適用されません。

以 上
(令和 7 年 2 月 28 日現在)

J/Secure (TM) 利用者規定

第1条 (目的)

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）およびJCBの提携するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という。）が両社の会員に提供する認証サービスであるJ/Secure (TM)の内容、利用方法、その他両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、J/Secure (TM)を利用するものとします。

第2条 (定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約またはMyJCB利用者規定におけるものと同様の意味を有します。

- (1)「J/Secure (TM)」とは、両社が会員に提供する第4条等に定める認証サービスをいいます。
- (2)「J/Secure (TM) 利用登録」とは、第3条に定める手続きを行った会員について、両社が当該会員をJ/Secure (TM) 利用者として登録することをいいます。
- (3)「J/Secure (TM) 利用者」とは、J/Secure (TM) 利用登録を完了し、両社からJ/Secure (TM) の利用の承認を得た者をいいます。
- (4)「J/Secure (TM) 参加加盟店」とは、加盟店のうち、会員が加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、J/Secure (TM) による本人認証に対応した加盟店をいいます。
- (5)「ワンタイムパスワード」とは、J/Secure (TM) 利用者がJ/Secure (TM) の認証手続きを行おうとする際に都度発行を受け、1回に限って利用できるパスワードのことをいいます。
- (6)「固定パスワード」とは、J/Secure (TM) 利用者がJ/Secure (TM) の認証手続きを行おうとする際に利用する固定のパスワードをいい、MyJCBサービスのパスワードと同一のパスワードを指します。
- (7)「パスワード」とは、ワンタイムパスワードと固定パスワードの総称を指します。
- (8)「MyJCB アプリ」とは、J/Secure (TM) 利用者がMyJCBアプリ利用者規定に基づき利用するアプリケーションをいいます。
- (9)「MyJCBアプリ認証」とは、第6条第2項に基づき、MyJCB アプリを用いて行うJ/Secure (TM) の認証方法をいいます。

第3条 (J/Secure (TM) 利用登録)

1. 会員は、両社所定の方法により、J/Secure (TM) 利

用者として J/Secure (TM) 利用登録されるものとします。

2. 前項にかかわらず、両社は、会員による J/Secure(TM) の利用が不適当と判断した場合には、当該会員の J/Secure (TM) 利用登録を認めない場合があります。
3. J/Secure (TM) 利用登録は、カードごとに行うものとします。なお、同一のカードについて再度 J/Secure (TM) の利用登録を行った場合、従前の J/Secure (TM) の利用登録は効力を失うものとします。

第 4 条 (J/Secure (TM) の内容等)

1. J/Secure (TM) のサービス内容は、以下のとおりとします。

- (1) 会員が J/Secure(TM)参加加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、当該加盟店におけるショッピング利用の全部または一部について、第 5 条および第 6 条に定める方法で、会員の本人認証を行うサービス

- (2) 前号に付随するその他サービス

2. 両社による J/Secure (TM) のサービスは無料です。ただし、J/Secure (TM) を利用する際に通信会社に対して生じる通信料は、J/Secure (TM) 利用者の負担となります。
3. 両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、J/Secure (TM) のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEB サイトその他の方法で、J/Secure(TM) 利用者に対し、公表または通知します。

第 5 条 (認証方法)

1. J/Secure (TM) の認証方法は、以下のいずれかの方法とします。

- (1) ワンタイムパスワードを入力する方法

- (2) MyJCB アプリ認証を利用する方法

- (3) 固定パスワードを利用する方法

2. 前項にかかわらず、両社は J/Secure (TM) の認証方法を追加または変更する場合があります。
3. J/Secure (TM) 利用者は、両社所定の方法により、第 1 項に定める認証方法のうちいずれの方法によって J/Secure (TM) の認証を行うか選択するものとします。ただし、J/Secure (TM) 利用者の登録状況、カード発行会社、通信・設備の状況その他の事情により、第 1 項に定める認証方法の一部しか選択できない場合、および両社が認証方法を指定し、または J/Secure (TM) 利用者の選択した認証方法を一時的にもしくは継続的に変更する場合があります、J/Secure(TM) 利用者はこれらをあらかじめ了承するものとします。
4. 第 1 項にかかわらず、両社は、J/Secure (TM) 利用者に対して事前に通知または公表のうえ（ただし、緊

急の場合には事前の通知および公表を行うことなく)、第1項に定める認証方法のいずれかを廃止する場合があります。この場合、廃止される認証方法を選択している J/Secure (TM) 利用者は、両社所定の方法により他の認証方法に変更するものとします。また、両社は廃止される認証方法を選択している J/Secure (TM) 利用者の認証方法を他の方法に変更する場合があります、J/Secure (TM) 利用者はこれをあらかじめ了承するものとします。

5. ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure (TM) 利用者が両社に登録した Eメールアドレス宛に Eメールを送信する方法、または J/Secure (TM) 利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ (SMS) を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure (TM) 利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定は両社が登録情報に基づき設定するものとします。

第6条 (利用方法等)

1. 前条第1項(1)または(3)の方法による認証を行う場合、J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) 参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、パスワードを入力するものとします。両社は、入力されたパスワードと、両社が発行しまたは登録されたパスワードが一致した場合は、その入力者を J/Secure (TM) 利用者かつ会員と推定して扱います。
2. 前条第1項(2)の方法による認証を行う場合、J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) 参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、MyJCB アプリを用いる両社所定の方法により、当該ショッピング利用を承認するものとします。両社は、MyJCB アプリにより当該ショッピング利用が承認されたことをもって、当該行為を行った者を J/Secure (TM) 利用者かつ会員と推定して扱います。
3. 両社は、前二項の認証結果を J/Secure (TM) 参加加盟店に通知します。
4. J/Secure (TM) 利用者は、第1項および第2項の定めのほか、両社が定めるその他の規定、注意事項等および両社が公表する内容、制約および方法に基づいて、J/Secure (TM) を利用するものとします。

第7条 (J/Secure (TM) 利用者の管理責任)

1. J/Secure (TM) 利用者は、自己のパスワードが J/Secure (TM) において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
2. J/Secure (TM) 利用者は、自己が両社に登録した Eメールアドレスまたは携帯電話番号宛に第5条第5項に基づきワンタイムパスワードが送信されることを認識し、Eメールアドレスおよび携帯電話端末等を厳重に管理するものとします。

3. J/Secure (TM) 利用者は、MyJCB アプリ認証において、MyJCB アプリを利用する端末が J/Secure (TM) において使用されるものであることを認識し、当該端末の悪用防止機能を適切に利用するものとし、また当該端末の保管等につき、厳重に管理するものとします。
4. J/Secure (TM) 利用者が J/Secure (TM) 参加加盟店以外の加盟店においてショッピング利用を行う場合には、本規定に基づく認証が行われることはなく、会員規約に基づきショッピング利用がなされます。また、J/Secure (TM) 参加加盟店におけるショッピング利用の場合であっても、常に第 5 条および第 6 条に定める方法による本人認証が行われるわけではありません。したがって、会員が J/Secure (TM) 利用登録をした場合であっても、J/Secure (TM) 利用者は引き続き、会員規約第 2 条に基づき、カード情報を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負います。
5. J/Secure (TM) 利用者が第 5 条第 1 項 (2) の認証方法を選択している場合であっても、同条第 3 項または第 4 項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。
6. J/Secure (TM) 利用者は、パスワードまたは認証に使用する端末等の紛失・盗難等の事実もしくは J/Secure (TM) による認証を他人に不正に利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、両社に両社所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびパスワードや端末等の管理状況等についての両社による調査に協力するものとします。また、J/Secure (TM) 利用者は、認証に使用する端末等の紛失、盗難または詐取等に遭い、それにより J/Secure (TM) による認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の警察署に届け出を行うものとします。
7. 他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際にパスワードが使用されたときには、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。ただし、パスワードの管理につき、J/Secure (TM) 利用者に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
8. 他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際に MyJCB アプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約（カードの紛失、盗難によ

る責任の区分) 第1項から第4項および(カード番号等の不正利用) 第1項から第7項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure (TM) 利用者が本規定もしくはMyJCB アプリ利用者規定に違反した場合または以下の(1)(2)(3)のいずれかに該当した場合(2)および(3)においては、MyJCB アプリに用いる端末の管理等に関する J/Secure (TM) 利用者の故意または過失の有無を問わない。) には、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分) 第2項または(カード番号等の不正利用) 第2項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。

- (1) MyJCB アプリ利用者規定に定めるパスワードまたはパスコードが使用されたとき(ただし、パスワードまたはパスコードの管理につき、J/Secure (TM) 利用者に故意または過失が存在しない場合を除く。)
- (2) MyJCB アプリにおいて生体認証機能による認証が利用されたとき
- (3) MyJCB アプリにおいて MyJCB アプリ利用者規定に定めるオートログイン機能を用いることが選択されていた場合

第8条 (J/Secure (TM) 利用者の禁止事項)

J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) のサービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 自己のパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡する行為
- (2) 他人のパスワードを使用する行為
- (3) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを J/Secure (TM) のサービスに関連して使用または提供する行為
- (4) JCB またはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (5) 法令または公序良俗に反する行為

第9条 (知的財産権等)

J/Secure (TM) の内容、情報など J/Secure (TM) に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて JCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure (TM) 利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条 (J/Secure (TM) 利用登録の解除等)

1. 両社は、J/Secure (TM) 利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者の J/Secure (TM) 利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者の J/Secure (TM) のサービスの利用を停止することができるものとします。

- (1) カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
 - (2) MyJCB サービスの利用登録が抹消された場合
 - (3) 本規定のいずれかに違反した場合
 - (4) J/Secure (TM) 利用登録時に虚偽の申告をした場合
 - (5) その他両社が J/Secure (TM) 利用者として不適当と判断した場合
 - (6) 第 5 条第 4 項に基づき J/Secure (TM) 利用者が選択している認証方法が廃止される場合であって、廃止日までに他の認証方法に変更がなされなかった場合
2. 前項に基づき、J/Secure (TM) 利用登録が解除された場合または J/Secure (TM) のサービス利用が停止された場合、当該会員は J/Secure (TM) 参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があります。会員はこれをあらかじめ認めるものとします。

第 11 条 (個人情報の取扱い)

1. J/Secure (TM) 利用者は、両社が J/Secure (TM) の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意します。
 - (1) 宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること
 - (2) 業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること
 - (3) 統計資料などに加工して利用すること (なお、個人が識別できない情報に加工されます。)
2. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。

第 12 条 (免責)

1. 両社は、J/Secure (TM) のサービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。
2. 両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、J/Secure (TM) のサービスの利用に起因して生じた J/Secure (TM) 利用者の損害について、責任を負わないものとします。
3. 通信障害、通信状況、J/Secure (TM) の利用する端末やソフトウェアに起因する事由、J/Secure (TM) 参加加盟店に起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、J/Secure (TM) 利用者が正常に本規定に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、J/Secure (TM) 利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。

4. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure (TM) 利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。
5. J/Secure (TM) を利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛議に関し、J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) 参加加盟店との間で処理するものとします。

第 13 条 (J/Secure (TM) の一時停止・中止)

1. 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または J/Secure (TM) 利用者に通知することなく、J/Secure (TM) のサービスの全部または一部の提供を停止する措置をとることができるものとします。
2. 両社は、システムの保守等、J/Secure (TM) の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、J/Secure (TM) の全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は J/Secure (TM) 利用者に対し、事前に JCB ホームページ等で公表または Eメール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、J/Secure (TM) のサービスの提供を停止します。
3. 両社は、第 1 項または第 2 項に基づく J/Secure (TM) のサービスの停止に起因して J/Secure (TM) 利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 14 条 (本規定の改定)

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定し（本規定と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規定に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第 15 条 (準拠法)

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第 16 条 (合意管轄裁判所)

J/Secure (TM) の利用に関する紛争について、J/Secure (TM) 利用者と両社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とするこ

とに同意するものとします。

第 17 条 (本規定の優越)

J/Secure (TM) の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

(読替規定)

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、条文中の「両社」 および「カード発行会社」を「JCB」と読み替えます。

(令和 7 年 2 月 28 日現在)
(JS100000・20250228)

ご利用代金明細に関する特約

本特約は、対象本会員（第1条に定義する会員をいいます。）との関係において、ワイエムカード JCB 会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定められた明細（以下「明細」といいます。）の通知の取扱い等について、会員規約の内容を改定したため、これを特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。また、カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「当社」を「JCB」と読み替えるものとします。

第1条（本特約の適用範囲およびその効力）

1. 本特約は、会員規約に定める本会員のうち、当社が別に定めるカードの貸与を受けた者（以下「対象本会員」といいます。）に対して適用されるものとします。この場合において、当社が別に定めるカードは、JCB のウェブサイトに掲出する方法により公表します。
2. 本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第2条（明細の電磁的方法による通知）

1. 当社は、対象本会員に対し、会員規約の規定にかかわらず、当社の会員専用 WEB サービス「MyJCB」（以下「MyJCB」といいます。）により、電磁的方法によって明細の内容を通知するものとします。対象本会員は、「MyJCB」内において明細の閲覧および所定の方式によるダウンロードを行うことができます。
2. 当社は、MyJ チェック利用者規定第5条第6項に基づき、明細の内容が確定した旨の通知を、対象本会員が申請した Eメールアドレス宛に原則として毎月送信するものとします。
3. 対象本会員は第1項の方法により明細の電磁的方法による提供を受けることができるよう、会員規約に定める約定支払日の当月19日までに、「MyJCB」、および WEB 明細サービス「MyJ チェック」に登録し、かつ対象本会員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第3条（明細書発行手数料の支払義務）

前条の定めにかかわらず、当社は、対象本会員の申し出がある場合または対象本会員が前条第3項の義務を履行しない場合には、明細書（明細を画面化したものをいいます。以下同じ。）を対象本会員の届出住所宛に送付するものとします。この場合、対象本会員は、当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として当社が定める額を支払うものとします。

第4条（明細手数料の支払時期および支払方法）

1. 対象本会員は、前条に基づき当社から明細書の送付を受けた場合、その翌月の約定支払日に、当該明細

書の明細手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。

2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当した場合には、明細手数料の支払時期は、翌々月以降に繰り延べられるものとします。

- (1) 明細書の送付以降、当社から対象本会員に対するカード利用代金の請求がない場合
- (2) 明細書の送付以降、当社から対象本会員に対する請求内容が年会費等、当社が定める費用・手数料の請求のみである場合

第5条（明細手数料の支払義務を負わない場合）

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当該対象本人会員は、明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は、当月の明細書発行にかかる明細手数料の支払義務を負わないものとするか否かを、翌月の明細確定通知（第2条第2項に定める通知をいいます。）までに確定させるものとします。

- (1) 明細に、ショッピング分割払い利用残高（ショッピングスキップ払い利用残高を含む。）およびショッピング2回払い、ボーナス1回払いの明細が含まれる場合
- (2) 明細書に記載の約定支払額に、ショッピングリボ払い利用残高に係るものが含まれる場合
- (3) 明細書に記載の約定支払額に、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いによるものが含まれる場合
- (4) 前各号のほか、当社が明細手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

第6条（本特約の変更）

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

(GDK01・20201225)

ワイエムカード JCB 一体型特約

第1条 (本特約の目的)

本特約は、株式会社北九州銀行（以下「当行」という）および株式会社山口銀行（以下「発行会社」という）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）が発行する「ワイエムカード JCB」（以下「本カード」という）の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

第2条 (本カードの発行・貸与)

1. 本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとします。
 - (1) 当行と普通預金取引がある者が、発行会社および JCB が別に定める「ワイエムカード JCB 会員規約」（以下「クレジットカード規約」という）および当行キャッシュカード規定とデビットカード取引規定（以下併せて「キャッシュカード規定」という）ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員（以下「本会員」という）となる旨の申し込みをするとともに本カードの発行の申し込みをし、これに対し当行、発行会社および JCB（以下「3 社」という）が承認した場合。
 - (2) キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行のキャッシュカードの貸与を受けている者が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申し込みをするとともに本カードの発行の申し込みをし、これに 3 社が承認した場合。
2. 前項に基づいて発行される本カードの所有権は当行および発行会社に帰属するものとし、当行および発行会社は前項各号による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします（以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」という）。なお、本カード上には、会員氏名・JCB カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
3. 第1項各号の申し込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という）が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の決済口座として届け出るものとします。

第3条 (本カード発行に伴う既存カードの取扱い)

第2条第1項(2)の場合において、一体型会員が本カードの発行前に保有していたキャッシュカード機能は、一体型会員が本カードを利用した時点または3社が一体型カードを発行することを認めた日より2ヵ月経過した日以降の当行所定の日で失効するものとします。なお、これに伴う不利益・損害等については、3社はいずれも責任を負わないことを承認するものと

します。

第4条 (有効期限)

1. 本カードの有効期限はカード上に表示した月の末日までとします。
2. 3社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない会員で、3社が審査のうえ引き続き会員と認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を発行します。

第5条 (本カードの機能)

1. 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および発行会社およびJCBが発行するクレジットカードとしての機能（クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という）を各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
2. 一体型会員は、現金自動支払機（以下「CD」という）または現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」という）において本カードを利用する場合には、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
3. 前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第6条 (本カードの機能停止等)

1. 3社は一体型会員と発行会社およびJCBとの間のクレジットカード契約および当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴う不利益・損害等については、3社の故意または過失による場合を除き、3社はいずれも責任を負わないものとします。
 - (1) 本カードの再発行のため、一体型会員が、3社のうちいずれか1社にカードを返還した場合。
 - (2) 本カードに関する諸変更手続きのため、一体型会員が、3社のうちいずれか1社に本カードを送付しまたは返還した場合。
 - (3) CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、

CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。

- (4) 一体型会員から3社のうちいずれか1社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届け出があった場合。
 - (5) 本カードが、万一ご不在等の理由により不送達となり返却され、3社が定める保管期間を経過した場合。
 - (6) 一体型会員以外の者によって本カードを利用されている等の不正利用の疑義が生じた場合。
2. 一体型会員が本特約またはクレジットカード規約に違反したまたは違反するおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合には、発行会社またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとし、これに伴う不利益・損害等については、3社はいずれも責任を負わないことを承認するものとします。

第7条（本カードの取扱い）

1. 一体型会員は、当行および発行会社より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
2. 本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外には使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行および発行会社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第8条（決済口座の変更）

本カードの申し込みの際に届け出た決済口座は、原則として変更できないものとします。ただし、変更により合理的な理由があると判断される場合には、この限りではありません。

第9条（届出事項の変更）

1. 一体型会員が3社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、3社所定の方法により遅滞なく3社に届け出なければなりません。この所定の方法による届け出の前に生じた不利益・損害等につきましては3社はいずれも責任を負いません。なお、キャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行のCDまたはATMの暗証番号変更機能により変更手続きを、また、クレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、発行会社およびJCB所定の方法により発行会社およびJCBに届け出るものとします。
2. 前項のうち以下のいずれかの事由による場合においては、一体型会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、第12条所定の再発行手続きがとられるものとします。
 - (1) 婚姻等の事由により氏名の変更があった場合。

(2) 決済口座の変更があった場合（ただし、変更に合理的な理由があると判断される場合）。

第 10 条（紛失・盗難の届出）

一体型会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、当該紛失または盗難の事実を当行に届け出るとともに、発行会社または JCB のいずれか一方に届け出るものとします。

第 11 条（本カードの紛失・盗難による責任と偽造カードが使用された場合の責任の区分）

本カードの紛失・盗難に関する規定については、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定に、クレジットカード機能についてはクレジットカード規約によるものとします。

第 12 条（カードの再発行）

1. 3 社はクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の定めに基づき一体型会員が本カードの再発行を希望した場合は、3 社が審査のうえ原則としてカードを再発行するものとします。この場合、一体型会員は、当行および発行会社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行および発行会社が別途公表いたします（ただし、クレジットカード機能に関する暗証番号変更および一体型会員の責めによらない破損による再発行の場合を除きます）。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。
2. 一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を希望する場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。

第 13 条（カードの返還および単機能カードの発行）

1. 一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行に本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、3 社の故意または過失による場合を除き 3 社はいずれも責任を負わないものとします。
 - (1) クレジットカード規約所定の事由により発行会社および JCB が運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含みます）。
 - (2) 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等により不能となった場合。
 - (3) 一体型会員が 3 社に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを 3 社が認めた場合。
2. (1) 前項 (1) の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」という）の発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

- (2) 前項(2)の場合において、一体型会員はクレジットカード規約に基づくJCBの会員資格も喪失するものとし、クレジットカード機能は継続利用できないものとします。

第14条(カードの回収)

前条第1項(1)の場合において、3社は各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等を行うことなく、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たに単機能キャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、3社の故意または過失による場合を除き、3社はいずれも責任を負わないものとします。

第15条(業務の委託)

1. 当行および発行会社は本カードの発行に関する業務をJCBに委託することができるものとします。
2. JCBは、前項の業務につきJCBが指定する第三者に委託することができるものとします。

第16条(情報交換)

1. 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、必要な保護措置を行ったうえで3社の間で共有することに予め同意するものとします。
 - (1) 会員が、3社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第9条第1項に基づいて3社のいずれかに対して変更の届け出があった場合には、当該届出情報。
 - (2) 第6条第1項各号、同条2項、第13条第1項各号、第14条記載の事項。
 - (3) キャッシュカード規定またはクレジットカード規約に違反した事実。
 - (4) その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。
2. 当行、発行会社およびJCBは、第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
3. 本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、当行および発行会社がJCBに対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第17条(特約の優先適用)

本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定またはワイエムカードJCB特約の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第18条(特約の改定)

3社は、民法の定めに基づき、本会員と個別に合意

することなく、将来本特約を改定することができます。
この場合、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、
改定内容について通知または公表します。

以 上
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

ワイエムカード JCB 保証委託約款

第1章 一般条項

第1条 (委託の範囲)

1. 私がワイエムカード JCB の申込みを行うにあたり、株式会社やまぎんカード (以下「保証会社」という) に委託する保証の範囲は、ワイエムカード JCB 会員規約および規約に付帯する特約、規定等 (以下「会員規約等」という) に基づき私が株式会社山口銀行 (以下「銀行」という) に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし年会費は対象とならないものとします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、ワイエムカード JCB 会員規約の各条項によるものとします。

第2条 (代位弁済)

1. 私が会員規約等の各条項に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、会員規約等の各条項を適用されても異議ありません。

第3条 (求償権)

私は保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- ①前条による保証会社の出損額
- ②保証会社が弁済した翌日から年利14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金
ただし、前①の出損額のうちショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払いおよび分割払元金(会員規約に基づき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいう。)に係る代位弁済金に対する遅延損害金については、分割払元金に対し法定利率(年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。)を乗じた額を超えない金額とする。
- ③保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

第4条 (求償権の事前行使)

1. 私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。
 - ①弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき

- ② 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生などの申立があったとき
 - ③ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - ④ 支払いを停止したとき
 - ⑤ 手形交換所の取引停止処分があったとき
 - ⑥ 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - ⑦ その他債務保全のため必要と認められたとき
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合は、民法 461 条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第 5 条 (中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。
3. 私と銀行の間のワイエムカード JCB 取引契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

第 6 条 (通知義務)

1. 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更が生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 私の財産、経営、業況、収入等について保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。
3. 前第 1 項の届出がないために、保証会社が私に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第 7 条 (業務委託)

私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務等を株式会社ジェーシービーに業務委託することを予め承認するものとします。

第 8 条 (債権譲渡)

保証会社は、将来この契約による債権を他の金融機関に譲渡 (信託を含みます) することおよび保証会社が譲渡した債権を再び譲り受けることができるものとします。この場合、私に対する通知は省略することができます。

できるものとします。

第9条 (担保)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ一切異議を申立ていたしません。

第10条 (充当の指定)

1. 私の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は保証会社が適当と認める順序方法により充当されて差支えありません。
2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されても差支えありません。

第11条 (費用の負担)

私は保証会社が被保証債権保全のため要した費用ならびに第2条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第12条 (公正証書の作成)

私は保証会社の請求があるときは直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を行います。

第13条 (規定の変更)

この契約書の約定を変更する場合は、保証会社はあらかじめ変更内容および変更日を私に通知または告知するものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容に従います。

第14条 (準拠法、合意管轄)

1. この契約に基づく取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、保証会社の本店または支店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第15条 (完済後の保証委託書の扱い)

原債務の返済が終了した後6ヵ月以内に私より特段の申し出がない場合は、保証会社は私に通知することなく、保証委託契約書および付帯書類を破棄処分することができるものとします。

第2章 個人情報の取り扱い条項

第16条 (個人情報の収集・保有・利用)

私は、本申込（本契約を含みます。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、私および家族会員（以下併せて「契約者等」といいます。）の以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」といいます。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ① 所定の申込書に契約者等が記載をした契約者等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、職業、カード利用目的、家族構成、住居状況
- ② 本申込に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数
- ③ 本申込に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④ 本申込に関する私の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、契約者等が申告した契約者等の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の負債の返済状況

第17条 (個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および同機関と提携する個人信用機関に照会し私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される情報、破産等の官報情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、電話帳記載の情報等を含みます。）が登録されている場合には、保証会社がそれを支払能力の調査の目的（返済能力または与信後の管理をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下同じ。）に限り利用することに同意します。
2. 私は、本申込に基づく下記の個人情報（その履歴を含みます。）が保証会社が加盟する個人信用情報機関にそれぞれ定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 保証会社が加盟する個人信用情報機関および本申込に基づき登録される情報と期間は次のとおりです。各期間の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されております。
[保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、住所およびホームページアドレス、加盟企業の概要、登録される情報とその期間]

個人信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー (CIC)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7

新宿ファーストウエスト 15 階

<https://www.cic.co.jp/>

TEL0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

登録情報と登録機関

○氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報：下記のいずれかが登録されている期間。

○本契約に係る申込をした事実：保証会社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間。

○本契約に係る客観的な取引事実：契約期間中及び契約終了後 5 年以内。

○債務の支払を延滞した事実：契約期間中及び契約終了後 5 年間。

株式会社日本信用情報機構 (JICC)

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号

住友不動産上野ビル 5 号館

TEL0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

主にクレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

登録情報と登録期間

○氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報：下記の情報のいずれかが登録されている期間。

○契約に係る情報：契約継続中及び完済日から 5 年を超えない期間。

○延滞情報：延滞継続中の期間。

○延滞解消および債権譲渡の事実に係わる情報：当該事実の発生日から 1 年を超えない期間。

○申込内容に基づく情報：当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月を超えない期間。

○契約不履行に係る情報：当該事実の発生日から 5 年を超えない期間。

第 18 条 (保証会社と銀行の間での個人情報の提供)

契約者等は、本申込にかかる情報を含む契約者等に関する下記情報が保証会社より銀行に提供され、下記目的の達成に必要な範囲で、銀行が利用することに同意します。

<提供される情報>

①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに契約書ならびに付属書面等本申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報

- ②保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ④保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- ⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- ⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

＜提供される目的＞

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込の受付のため
- ②本人確認法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信に関わる業務において個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩お客さまと面談して行う銀行および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ダイレクトメールの発送や電話セールス等、ダイレクトマーケティングによる銀行および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご案内のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事務管理のため
- ⑬その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

第 19 条（債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供）

保証履行にともなう求償債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。契約者等は、その際、契約者等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第 20 条（個人情報の債権回収会社への第三者提供）

保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年 10 月 16 日法律第 126 号）第 3 条により法務

大臣の許可を受けた債権回収会社に本申込に係る債権の管理・回収を委託する場合には、契約者等に関する第 16 条に規定する個人情報、同社における保証会社債権の管理・回収のために必要な範囲で、保証会社より同社に提供されます。

第 21 条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 契約者等は、保証会社及び第 17 条に記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。保証会社を開示を求める場合には、第 23 条記載の保証会社窓口ご連絡して下さい。個人信用情報機関における情報の開示を求める場合には、第 17 条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
2. 万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第 22 条 (本同意条項に不同意の場合)

保証会社は、契約者等が本申込の必要な記載事項(申込書、契約書表面で契約者等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本申込をお断りすることがあります。

第 23 条 (個人情報の取り扱いに関する問合せ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せは、下記の保証会社までお願いします。

株式会社やまぎんカード

客様相談室 TEL083 (231) 2055

〒750-0016 下関市細江町 2 丁目 2 番 1 号

第 24 条 (本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第 16 条および第 17 条に基づき、本契約の不成立の理由のいかんにかかわらず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 25 条 (条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

以 上
(令和 5 年 3 月 31 日現在)



670027111